

第6章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

6-1 施設緑地

1) 都市公園

(1) 整備・管理の目標及び方針

【整備の目標】

都市公園については、環境保全や防災等の機能を考慮するとともに、既設の公園・広場等と新設公園とのバランスを踏まえた適正な配置、整備を行います。各種別公園の規模については、標準面積（街区公園 0.25ha、近隣公園、2ha、地区公園 4ha 他）を見込んで設定します。目標年次における整備量は、既存公園の拡充改修の街区公園が 1 箇所（0.9ha）、新設の街区公園が 6 箇所（1.50ha）、近隣公園が 10 箇所（20.00ha）、地区公園が 3 箇所（12.00ha）の整備により、計 19 箇所（既存改修は含まない）、34.4ha が増加し、合計 52 箇所、65.86ha、10.45 m²/人を目標とします。

表 6-1-1 目標年次における都市公園の整備量

種別		現状 (2018年)			目標年次 (2038年)		
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	30	9.19	1.30	36	11.59	1.84
	近隣公園	-	-	-	10	20.00	3.18
	地区公園	-	-	-	3	12.00	1.90
都市基幹公園	総合公園	1	21.30	3.02	1	21.30	3.38
特殊公園	風致公園	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
都市緑地		2	0.97	0.14	2	0.97	0.15
合計		33	31.46	4.46	52	65.86	10.45

【整備・管理の方針】

本市は、行橋市都市公園条例で定める市民一人あたりの都市公園の標準面積である 10 m²/人に達しておらず、アンケート調査結果においても、市民が全体的に公園不足と感じています。

街区公園や近隣公園においては、日常的に市民が利用できる身近な公園として各住区での均衡に配慮しつつ、行橋市立地適正化計画における居住誘導区域を考慮した配置を行います。また、前計画においては、特殊公園を整備目標として位置づけていましたが、面積規模が大きく（40ha）、予算や敷地確保の面で実現性が乏しいと考えられるため、今回、比較的实现性の高い地区公園を新たに位置づけます。

都市公園の整備については、財源状況や住民・利用者のニーズを踏まえつつ、人口分布状況や周辺地域の状況等を考慮し、公園の活用方法を検討します。その際、計画段階から市民が主体の公園づくりの手法や管理運営面も含めた民間活力の導入をあわせて検討します。また、誰もが安全、快適に利用することができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、防災、子育て、高齢者の健康づくり等を考慮した整備を行います。

維持管理については、平成 26 年 3 月に策定した「行橋市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な施設更新や点検、補修を進め、公園施設の安全性の確保と機能の保全を図るとともに、維持管理予算の縮減や平準化を図ります。また、利用状況に応じた公園施設の撤去、集約による再編等、効果的・効率的な維持管理の促進を図ります。

さらに、ボランティア団体等の様々な市民が公園の管理や運営に参画し、緑とふれあう機会の増加や地域コミュニティの醸成につなげていくため、市民と協働で公園管理を行う制度の充実を図ります。なお、ボランティア団体等の活動者の固定化や高齢化が進んでおり、新たな後継者の確保、育成等への対策や団体同士の交流等、協働を活発化する方策を検討します。

①住区基幹公園

ア) 街区公園

街区公園は、レクリエーションの場や災害等緊急時における一時避難の場所等として、市民に最も身近なオープンスペースとなります。誘致距離（250m）や人口の集積等を考慮し整備を行います。

本市では、現状、30箇所（9.19ha、1.30㎡/人）整備されており、今後、行橋地区に既存公園の拡充改修の街区公園が1箇所（0.9ha）、行橋地区に新設6箇所を配置し、目標年次における整備目標を36箇所（11.59ha、1.84㎡/人）とします。

イ) 近隣公園

近隣公園は、レクリエーションの場や災害等緊急時における一時避難の場所等として、日常的に親しまれる公園です。誘致距離（500m）や人口の集積等を考慮し整備を行います。

市街地においては、学校グラウンドや広場、河川敷の緑地等の公共施設緑地で補完しながら、効率的な整備を行います。

本市では、現状整備されておらず、今後、行橋地区に5箇所、泉・今川地区に3箇所、菟島・今元・仲津地区に1箇所、稗田・延永・椿市地区に1箇所配置し、目標年次における整備目標を10箇所（20.00ha、3.18㎡/人）とします。

ウ) 地区公園

地区公園は、誘致距離（1km）や人口の集積等を考慮し、各住区での均衡に配慮しつつ、交通アクセス性、浸水想定区域等の防災等の観点から考慮した整備を行います。なお、地区公園は、主として徒歩圏内の居住する者の利用に供することを目的としていますが、公園の多機能性を最大限発揮するため、必要に応じ、交流拠点等、居住者以外の利用も想定した整備を行います。

本市では、現状整備されておらず、今後、菟島・今元・仲津地区に1箇所、泉・今川地区に1箇所、稗田・延永・椿市地区に1箇所配置し、目標年次における整備目標を3箇所（12.00ha、1.90㎡/人）とします。

②都市基幹公園

都市基幹公園は、種別として総合公園と運動公園があり、都市住民全般の利用に供することを目的とする公園です。本市では、総合公園として市の北東部に行橋総合公園（21.30ha、3.02㎡/人）を長期に渡り重点化して整備を行ない、平成27年度に完成しています。このような経緯や、また、行橋総合公園は、運動施設が充実しており、運動公園としての性質も持ち合わせていると考えられることから、現段階では新たな都市基幹公園の配置は行いません。

今後は、行橋総合公園について、市民の運動等の総合的な公園サービスに応える施設としてのみではなく、広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点として更なる賑わいの創出に向けて、適正な運営、維持管理を行っていきます。

③都市緑地

都市緑地は、自然的環境の保全並びに改善、景観の向上を図るため設定されている緑地であり、本市では、市の南部に2箇所（0.97ha、0.14㎡/人）整備されています。現段階で適当な候補地がないため新たな配置は行わず、今後も周辺の住民に親しまれるような良好な空間として保全を図ります。

(2) 緑化の目標及び推進方針

表 6-1-2 目標年次における都市公園の緑被率

種別		現状 (2018年)	目標年次 (2038年)
住区基幹公園	街区公園	41.7%	現状維持
	近隣公園	-	30%
	地区公園	-	30%
都市基幹公園	総合公園	23.7%	30%
都市緑地		12.1%	30%

【緑化の目標及び推進方針】

都市公園は、緑被率を高度に保つことも重要であり、前計画における緑化目標は、緑化率（緑被率）について、街区公園が30%以上、近隣公園が50%以上としており、現状、街区公園は41.7%と比較的高度に保っています。今回、目標年次における緑被率は、全ての都市公園について基本的に30%とし、街区公園については、現状維持を目標とします。

今後の都市公園の緑化にあたっては、地域の特性を取り入れた花木等を積極的に導入し、市民と協働で緑化を推進します。

<参考> 都市公園配置の経緯

一人当たりの公園面積 10 m²/人以上を達成するためには、目標年次で 31.54ha の公園整備を行なう必要があります。現在の校区別公園面積の状況を認識した上で、人口密度や誘導方針、土地利用時の制約を加味し、また市民アンケート調査結果から、求められている公園の機能面に着目し配置を検討しました。配置する公園の規模に関して、現在街区公園が多いこと、今後人口減少社会を迎えることを踏まえ、レクリエーション及び賑わい創出の観点から地区公園、近隣公園の配置を中心に計画しています。公園の配置検討結果として、街区公園 6 箇所 (2.4ha)、近隣公園 10 箇所 (20.00ha)、地区公園 3 箇所 (12.00ha) の 19 箇所 (34.40ha) の公園整備を目指します。

<目標年次での公園不足面積の算出>
 $(63,000 \text{ 人} \times 10 \text{ m}^2) - 314,600 \text{ m}^2 = 315,400 \text{ m}^2 \text{ (31.54ha)}$

表 6-1-3 地区別、校区別公園面積一覧

校区	人口	地区別人口	公園面積 (ha)	地区別公園面積 (ha)	一人当たり公園面積 (m ² /人)	地区別一人当たり公園面積 (m ² /人)
	①		②	②'	③=②/①×10,000	③' =②'/①' ×10,000
行橋	9,111	23,108	2.18	3.65	2.39	1.58
行橋北	6,860		1.25		1.82	
行橋南	7,137		0.22		0.31	
葦島	833	15,573	0 (5.30)	2.72 (24.0)	0.00 (63.63)	1.75 (15.42)
今元	5,591		1.26 (17.26)		2.25 (30.87)	
仲津	9,149		1.46		1.60	
泉	14,261	19,876	1.09	1.09	0.76	0.55
今川	5,615		0		0.00	
稗田	3,971		1.62		4.08	
延永	8,845	14,600	0.11	1.73	0.12	1.19
椿市	1,784		0		0.00	
街区公園合計	73,157	73,157	9.19	9.19	1.26	1.26
都市緑地			0.97	0.97	0.13	0.13
総合公園			21.30	21.30	2.91	2.91
都市公園合計			31.46	31.46	※4.30	※4.30

資料：人口 住民基本台帳 平成 31 年 3 月末現在

※人口の出典が異なるため、一人当たり公園面積の数値合計が計画内 (4.46 m²/人) と多少異なる。

注) () 内の青字は行橋総合公園の面積を各校区 (葦島 5.30ha、今元 16.00ha、計 21.30ha) に振分けた際の数値。

■配置箇所の検討

①行橋地区について

用途地域内及び居住誘導区域、都市機能誘導区域であることから、将来的に人口が集中する可能性があり、土地確保が困難であることも含め地区公園（4.00ha）ではなく、近隣公園（2.00ha）5箇所を配置し、アンケート結果により「身近に緑がない」という意見が多く緑への満足度も低いため、公園の誘致圏域内の確保を念頭におき、中心市街地の活性化の観点から現在整備中である長浜公園を加味した街区公園（0.25ha）6箇所の整備を目指します。

表 6-1-4 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	追加公園数※	
		街区公園	近隣公園
行橋	2.39	2	1
行橋北	1.82	2	2
行橋南	0.31	2	2

※拡充改修の既存公園(1箇所)は除く

②蓑島、今元、仲津地区について

行橋総合公園を除いた一人当たり公園面積が最も少ないのは蓑島校区であるが、周辺に住む市民は行橋総合公園を立地的状況から日常的公園として利用している実情を踏まえ、人口の多さと防災の観点から、JR新田原駅があり交通の利便性が良い仲津校区を地区公園（4.00ha）の候補地としました。具体的には、JR新田原駅から1km付近、また浸水想定区域外及び農業振興地域外であることを踏まえて配置しました。蓑島校区及び今元校区は、行橋総合公園が近くに存在し、イベント開催等の相乗的な活用や地域の特性を活かした公園整備の観点から、農業振興地域外である蓑島校区に近隣公園（2.00ha）を1箇所配置しました。

表 6-1-5 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	行橋総合公園を含む 一人当たり公園面積 (㎡/人)※	追加公園数	
			近隣公園	地区公園
蓑島	0	63.63	1	-
今元	2.25	30.87	-	-
仲津	1.60	1.60	-	1

※行橋総合公園の各校区面積は図上計測
(蓑島 5.30ha、今元 16.00ha、計 21.30ha)

③泉、今川地区について

一人当たり公園面積が少ない今川校区を、地区公園（4.00ha）の候補地としました。今川パーキングエリアにおける交通の利便性の良さや周辺の土地を活用した賑わい創出を踏まえて配置しました。泉校区は人口が多く、居住誘導区域があり、浸水想定区域も少ないことから、ボール遊びや広場散策等の利用を想定した広さのある多様な公園整備を想定し、街区公園ではなく近隣公園（2.00ha）を3箇所配置しました。

表 6-1-6 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	追加公園数	
		近隣公園	地区公園
泉	0.76	3	-
今川	0	-	1

④稗田、延永、椿市について

交通の利便性から次に一人当たりの公園面積が少ない延永校区を地区公園（4.00ha）の候補地とし、一人当たり公園面積が最も少ない椿市校区には、農業振興地域外であること、地区公園とのバランスを考え、近隣公園（2.00ha）を1箇所配置しました。地区公園は行橋インターチェンジから1km付近、また浸水想定区域及び農業振興地域外であること等を踏まえて配置しました。

表 6-1-7 一人当たり公園面積と追加公園数

校区	一人当たり公園面積 (㎡/人)	追加公園数	
		近隣公園	地区公園
稗田	4.08	-	-
延永	0.12	-	1
椿市	0	1	-

■配置検討結果について

整備後の公園面積は、以下のとおりです。公園配置については次ページ以降の図のとおりです。

表 6-1-8 地区別、校区別公園面積一覧(整備後)

校区	人口	地区別人口	目標年次公園面積 (ha)	地区別公園面積 (ha)	一人当たり公園面積 (㎡/人)	地区別一人当たり公園面積 (㎡/人)
	①		②	②'	③=②/①×10,000	③' =②'/①'×10,000
行橋	7,846	19,900	4.68	16.05	5.97	8.07
行橋北	5,908		※6.65		11.26	
行橋南	6,146		4.72		7.68	
菟島	717	13,411	2.00 (7.30)	8.72 (30.02)	27.89 (101.81)	6.50 (22.38)
今元	4,815		1.26 (17.26)		2.62 (35.85)	
仲津	7,879		5.46		6.93	
泉	12,281	17,116	7.09	11.09	5.77	6.48
今川	4,835		4.00		8.27	
稗田	3,420		1.62		4.74	
延永	7,617	12,573	4.11	7.73	5.40	6.15
椿市	1,536		2.00		13.02	
街区公園 近隣公園 地区公園 合計	63,000	63,000	43.59	43.59	6.92	6.92
都市緑地			0.97	0.97	0.15	0.15
総合公園			21.30	21.30	3.38	3.38
都市公園 合計			65.86	65.86	10.45	10.45

※拡充改修の既存公園(0.9ha)を含む。

注) () 内の青字は行橋総合公園の面積を各校区(菟島 5.30ha、今元 16.00ha、計 21.30ha)に振分けた際の数値。

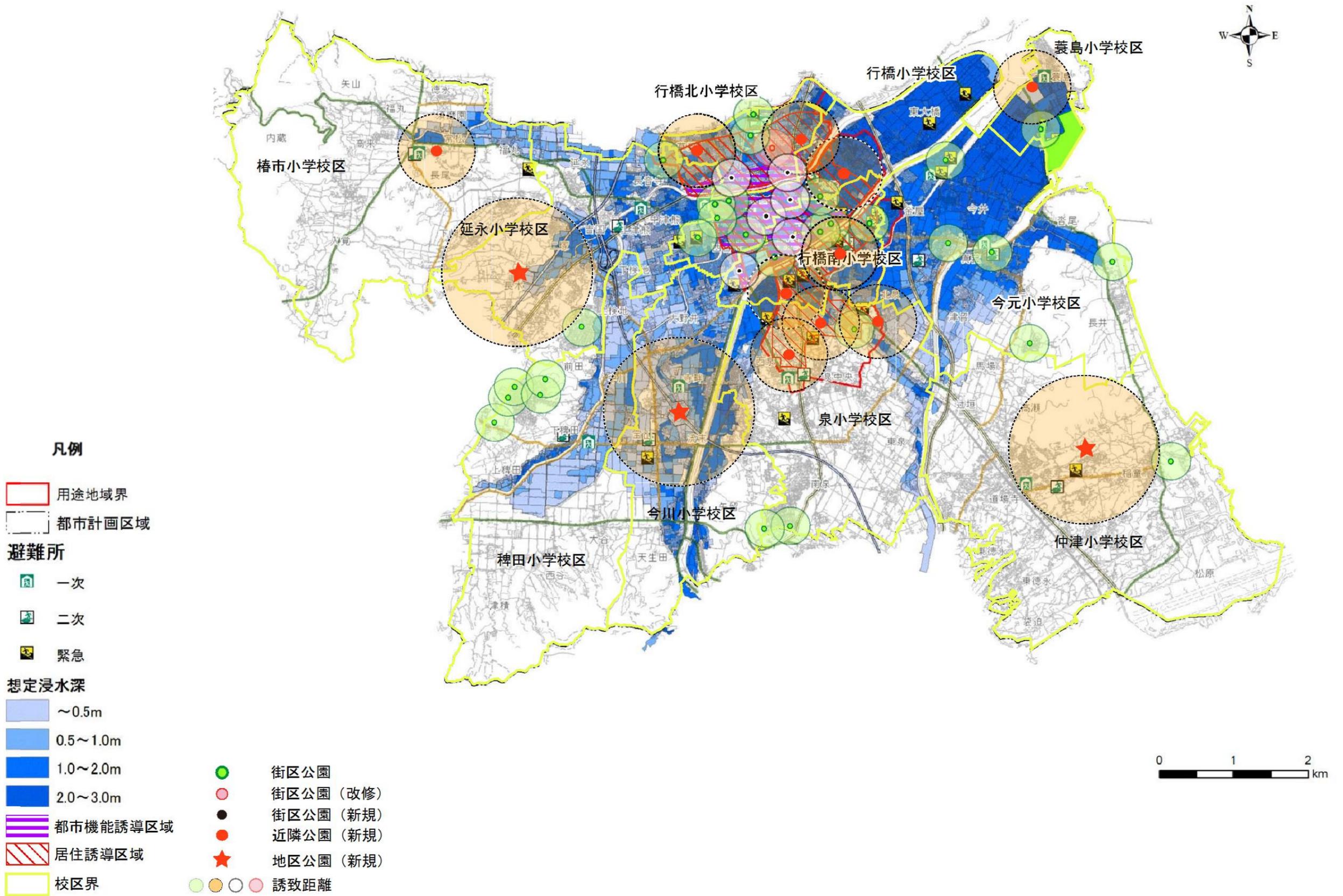


図 6-1-1 浸水想定区域に配慮した公園配置図

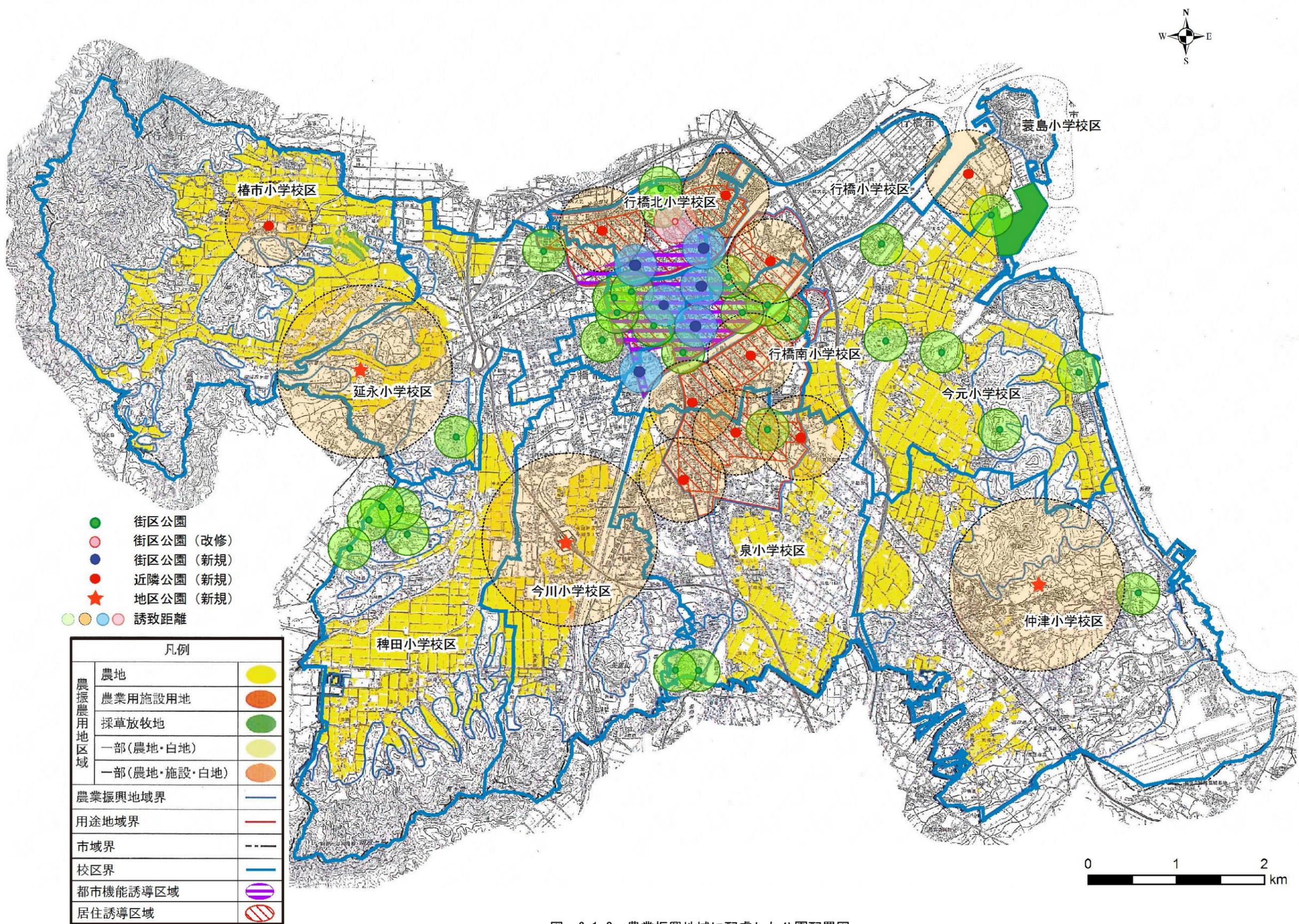


図 6-1-2 農業振興地域に配慮した公園配置図

2) 公共施設緑地

(1) 整備・管理の目標及び方針

【整備目標】

公共施設緑地については、本市では、現状、63.50ha、9.00㎡/人となっています。公共施設緑地における公共施設については、平成29年3月に策定した「行橋市公共施設等総合管理計画」において、公共建築物の延床面積を今後削減することを目指しています。一方、都市計画道路等のインフラについては、生活基盤を構成していることから、整備が必要なものもあります。よって、目標年次における公共施設緑地の面積については、予測が困難なことから現状維持とし、基本的に既設緑地の適正な管理を行っていきます。なお、目標年次における目標量は、63.50ha、10.08㎡/人とします。

表 6-1-9 目標年次における公共施設緑地の面積

	現状 (2018年)		目標年次 (2038年)	
	面積 (ha)	㎡/人	面積 (ha)	㎡/人
公共施設緑地	63.50	9.00	63.50	10.08

【整備・管理の方針】

①道路

都市計画道路等の行橋市が整備する幹線道路については、「行橋市街路整備プログラム」等の整備基準により、計画的に整備を進めます。また、国道や県道等の関係行政機関が管轄する幹線道路については、整備に対する要望等を継続的に行います。

維持管理については、街路樹の適正な維持管理を行います。街路樹は、市民にとって身近な緑であるとともに、落ち葉や枯死、生長による支障等によるマイナス面もあります。よって、植物として状況が変化することを念頭にきめ細かい維持管理が必要です。また、国道や県道等の幹線道路の維持管理についても、関係行政機関と情報交換を行い、連携を図っていきます。

②公営住宅

市営住宅等の行橋市が整備する公営住宅については、「行橋市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に整備を進めます。

維持管理については、敷地内の植栽等の適正な維持管理を行っていきます。また、県営住宅等の維持管理についても、関係行政機関と情報交換を行い、連携を図っていきます。

(2) 緑化の目標及び推進方針

表 6-1-10 目標年次における公共施設緑地の緑化目標

項目		現状 (2018年)	目標年次 (2038年)	
公共施設 緑地 緑化目標	道路(都市計画道路 等幹線道路)	樹木等による植栽本 数(現況は推計値)	約4,800本	約5,300本
	公共公益施設 (都市公園を除く)	施設用地内 緑被率	30.90%	30% (現状維持)

【緑化の目標及び推進方針】

公共施設緑地の緑化目標は、道路及び公共公益施設について設定します。前計画においては、道路の指標として、幹線道路の緑化率30%以上としておりましたが、より一層の具体性を持たせるため、今回、植栽本数とします。

①道路

都市計画道路等の幹線道路の整備の際には、緑のネットワークの形成のため、ゆとりある歩行空間とともに潤いのある緑化空間の創出を図り、地域性を考慮した中で、道路環境施設帯の積極的な導入により緑化を推進します。また、街路樹の樹種の選定や清掃等、市民の積極的な参加・協力を推進するとともに、維持管理を市民に委託する里親制度等についても検討を行います。

緑化目標は、都市計画道路の樹木植栽（用途地域内 6.5mおきに1本）とし、目標年次において、約 5,300 本とします。

②公共公益施設（都市公園を除く）

市役所等の行政施設については、緑化推進の発信地として敷地や建物が常に草花や樹木で美しくデザインされるように努め、福祉施設等の文化・コミュニティの中心となる施設については、快適で潤いのある景観の形成を図ります。

公民館等の集会施設については、施設を利用する市民と連携し、プランター等を用いた小空間の緑化を進め、潤いのある空間づくりを促進します。

教育施設については、修景上の緑化のほか、児童・生徒等による花壇づくりや樹木の管理を推進する等、環境教育に寄与するような緑化に配慮します。また、災害時の避難場所に指定されている施設も多いことから、特に外周部に難燃性の常緑高木を植栽する等の配慮を行います。

し尿処理施設等については、高木となる樹種を中心に緑化を図りながら、覆蓋（ふくがい）空間について、芝や草花等の植栽によるオープンスペースを確保します。

さらに、公共施設に隣接する道路でゆとりある歩道整備が行われる際には、接道部を出来るだけ緑化することで、総合的に潤いある公共空間を地域内に創り出すとともに、適正な維持管理を行います。

緑化目標は、施設用地内の緑被率とし、ほぼ現状維持の 30%とします。

3) 民間施設緑地

(1) 緑化の目標及び推進方針

表 6-1-11 目標年次における民有地の緑化目標

項目	現状 (2018年)	目標年次 (2038年)
民有地 緑化目標	・年間 6 万株 (100~110 件) 花苗配布 ・中心市街地 商店街の各店舗に フラワーポットなし	花苗配布団体数 年 100 団体以上

【緑化の目標及び推進方針】

民間施設緑地は、市民が最も身近に触れ若しくは生活環境に影響を与える緑地として、市民生活に潤いをもたらす、地域の個性を創出する空間となります。

前計画における民有地（民間施設緑地）の緑化目標は、住宅地や工業地について敷地内緑化率を 20%以上とし、商業地についてフラワーポット 1 か所以上としていましたが、現況の緑化率（緑被率）は、それぞれの民有地で 20%に達しておらず、商店街にフラワーポットも見られないため、実効性のある目標設定が必要となります。そこで、今回、市民アンケート調査結果を踏まえ、民有地の種別を問わず、花苗配布の団体数を目標とし、目標年次において、年 100 団体以上とします。

①住宅地

住宅地は、地域の特性を守り活かしながら、安全で魅力的な生活空間を創出するために、都市計画手法や条例等によるまちづくりの規制・誘導によって緑化を推進します。

特に、平成 31 年 3 月に策定した「行橋市立地適正化計画」における居住誘導区域を中心に、花苗の配布等により、戸建ての場合、生垣化や花壇等による緑化、マンション等の中高層住宅の場合、玄関や駐車場の他、ベランダや屋上等の修景緑化を促進します。

また、旧家など敷地内に残る屋敷林や寺社林については、「行橋市景観形成基本計画」による保全を検討します。

さらに、空家については、平成 28 年 12 月に制定した「行橋市空き家等の適正管理に関する条例」や平成 30 年 3 月に策定した「行橋市空家等対策計画」に基づいた対策により、緑化の促進を図ります。

②商業地

商業地を構成する市街地中心部は、都市を代表する地区であるとともに、商業、歴史・文化施設等が集積し、多くの人が集まる賑わいのある地区でもあります。商業地は、個性と潤いのある商業空間を創出するため、都市計画手法や条例等によるまちづくりの規制・誘導によって緑化を推進します。

特に、平成 31 年 3 月に策定した「行橋市立地適正化計画」における都市機能誘導区域を中心に、花苗の配布等により、商店街組合等の協力を得て、商店街等の緑化を促進します。

また、歴史的景観や河川景観が残る地区においては、行橋らしい個性的な商業地空間を創出するために、「行橋市景観形成基本計画」による保全・創出を検討します。

③工業地

工業地は、周辺的生活環境や自然環境に対する緩衝機能の強化を図るため、工場・事業所の協力を得て、就業者や周辺環境及び景観に配慮した工場等敷地内の緑化を促進します。

また、工場等敷地内においては、騒音・振動公害や災害時の被害拡大を防止する観点から、オープンスペースの確保や常緑樹木による緑化を促進します。特に、中小規模の工場を対象に積極的な緑化を促進するため、支援制度の導入を検討します。

6-2 地域制緑地

1) 法によるもの

(1) 緑化の目標及び推進方針

表 6-2-1 目標年次における法によるものの緑化目標

種別	現状 (2018 年)		目標年次 (2038 年)	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
法によるもの	風致地区	-	-	-
	その他法によるもの	-	-	3,007.02
合計		-	-	3,007.02

【緑化の目標及び推進方針】

法によるものは、法の各々の目的や制度に従い維持、保全を図るものとし、前計画においては、新規の風致地区を緑化目標として位置付けていましたが、今回、位置づけしないものとし、このことは、都市計画手法（規制手法）である風致地区の指定を検討するにあたり、密接な関係となる「行橋市景観形成基本計画」の中の手法（誘導手法）による検討を優先して行なうことによるものです。なお、目標年次における目標量は、現状維持の 3,007.02ha とします。

①その他法によるもの

その他法によるものとしては、河川区域、農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林区域、保安林区域、自然公園区域を位置付けるものとし、今後も適正な維持、保全を図ります。

7) 河川区域

今川、長峽川、祓川を中心とする市内全ての河川区域を位置づけます。河川区域の緑は、都市の自然景観上の面や大気の浄化や騒音、ヒートアイランド現象の緩和等、環境保全上の面から重要です。また、多様な生物の生息・生育空間としても重要であることから、緑地の恒久的な確保を図るため、関係者の理解を得ながら維持、保全を図ります。

1) 農業振興地域農用地区域

市全域（都市計画区域）のうち約18%（1,236ha）が農業振興地域農用地区域として指定されています。農業振興地域農用地区域については、無秩序な市街化を抑制し、農業生産の場、田園景観を形成する緑地、ビオトープネットワーク形成に資する緑地として維持、保全を図ります。

また、農業振興地域農用地区域の内外を問わず耕作放棄地については、耕作の促進や適切な管理等、農業分野の施策における対策により、緑地としての保全を図ります。

ウ) 地域森林計画対象民有林区域

森林の有する様々な機能を維持するとともに、自然とのふれあいの場としての機能を保つために、開発動向との調整を図りながら現行制度による保全を図ります。

エ) 保安林区域

指定の目的に応じた機能を維持するために、適正な管理、調査による保全を図ります。

オ) 自然公園地域

本市には、北九州国定公園（91ha）、筑豊県立自然公園（668ha）が指定されており、良好な自然と共生していくための緑地として現行制度による保全を図ります。

2) 条例等によるもの

(1) 緑化の目標及び推進方針

表 6-2-2 目標年次における条例等によるものの緑化目標

種別	現状 (2018年)		目標年次 (2038年)		
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
条例等によるもの	指定文化財	10	45.30	10	45.30
合計			45.30		45.30

【緑化の目標及び推進方針】

条例等によるものは、各々の目的や制度に従い維持、保全を図るものとし、条例等によるものとして、御所ヶ谷神籠石等、国、県及び市指定の文化財を位置付けるものとし、今後も郷土景観や自然環境を形成する重要な緑地として維持、保全を図り、目標年次における目標量は、現状維持の45.30haとします。

6-3 推進のための具体的施策

ここでは、緑地の保全及び緑化推進のための具体的な施策として、第3章の基本方針に基いた基本施策や具体的施策・事業の中で、重点的な施策や役割分担について掲示します。

表 6-3-1 重点的な施策と役割分担

基本方針	基本施策	具体的施策・事業	役割区分		
			市民	事業者	行政
緑と共生する 安らぎのある 都市の形成 (創る)	公園緑地等の整備	・都市公園の整備推進	◎		◎
	公共公益施設の 緑化推進	・オープンスペースの緑化推進	○	○	◎
		・官公庁、文化、教育、福祉施設の緑化推進			◎
	民間施設の 緑化促進	・工場、事業所における緑化促進		◎	○
		・住宅地における緑化の推進	◎		○
		・生垣等による緑化促進	◎	◎	○
		・空家の植栽管理の促進	◎	○	◎
	道路の緑化	・空家跡地緑化	◎	○	◎
		・既設道路の再整備による緑化		○	◎
		・新設道路整備に伴う緑化推進		○	◎
		・道路の緑地維持管理	○	○	◎
	郷土を感じる 緑の保全 及び継承 (守る)	貴重な森林の保全	・ポケットパーク等の整備推進	○	
・郷土景観としての森林保全					◎
水辺緑地の保全		・樹木の維持、管理機能の充実	○		◎
		・水辺環境の保全	○		◎
農地の保全		・海岸線、砂浜の維持管理	○		◎
		・用途地域外の優良な農地の保全	○		◎
		・用途地域内農地の保全、活用	○		◎
		・環境保全型農業の推進	○		◎
地域の緑の保全		・耕作放棄地の活用及び緑化整備促進	○		◎
		・新田原果樹地帯の景観保全	○		○
		・基地周辺の緩衝緑地の維持			◎
歴史、文化的緑地の 保全		・地区のランドマークとなる緑の育成	◎	○	○
	・寺社境内の緑地の保全	◎		○	
自然と ふれあう 空間の創出 (ふれあう)	水辺緑地の 充実	・史跡等の緑地の保全	○		◎
		・河川緑地等の整備促進	○		◎
	生態系の保全 や活用	・ため池、貯水池周辺の緑地の維持	○		◎
		・ビオトープネットワークの形成	○		◎
緑地の ネットワーク形成	・水辺空間の確保や保全	○		◎	
	・河川、公園緑地等、水と緑のネットワーク形成	○		◎	
自然体験、環境学習 等の推進	・サイクリングロードの緑地保全	○		◎	
	・市民農園、観光農園等の整備検討	◎	◎	○	
安全で 賑わいのある 緑の創出 (活かす)	安心して暮らせる 空間の創出	・図書館、公民館等における環境学習の促進			◎
		・災害に強い公園づくり	○		◎
		・公園のバリアフリー化			◎
	賑わいの創出	・防犯に配慮した公園づくり	○		◎
		・官民連携による公園の活性化	○	◎	◎
		・交流拠点となるような緑地、公園づくり	○	○	◎
市民の 協働による 緑の育成 (育てる)	緑の普及啓発活動の 推進	・行橋駅前広場、公園、海岸線でのイベント開催の促進	○		◎
		・中心市街地での緑化の推進		○	◎
		・海岸線のレクリエーション機能の充実	○	○	◎
	緑の支援体制 づくりの推進	・協働による都市公園の管理	○	○	◎
・清掃、緑化活動等に関するイベント開催及び活動支援		◎	○	◎	
		・緑に関する情報発信	○	○	◎
		・緑に関する勉強会の開催	○		◎
		・ボランティア活動の奨励	◎	○	◎
		・緑化指導員の育成及び継承	◎	○	◎

※色づけの部分が重点的な施策となります。

p 35 表 3-1 施策の体系表より

◎：施策の中心となる事項

○：施策に対して参加、協力、支援を行う事項

6-4 重点施策の推進内容

ここでは、6-3で掲示した重点的な施策について、6-1から6-2の整備・管理の目標及び方針、緑化の目標及び推進方針を踏まえ、施策を推進するための手法や事例を整理します。

1) 緑と共生する安らぎのある都市の形成（創る）

(1) 公園緑地等の整備

◆都市公園の整備推進

- ・立地適正化計画における居住誘導区域の考慮については、配置計画の成された街区公園や近隣公園において、事業化の優先化も検討します。
- ・市民が主体の公園づくりの手法として、事業の早期の段階から、協働による維持管理を念頭に、ワークショップ等の市民参画による計画や設計を検討します。

(2) 民間施設の緑化促進

◆空家の植栽管理の促進

- ・空家の植栽について、繁茂による周辺住環境への影響が考えられることから、空家所有者へ空家管理業者の紹介等、適切な維持管理に資する支援を検討します。

<事例> 香川県「空き家サポートチーム登録制度」の創設

- ・空き家所有者又は所有者が行う空き家の再生、利活用の支援を行うために、複数の構成分野の事業者が連携して所有者等からの相談等、包括的に対応しています。事業者の業務は以下のとおりであり、植栽の適切な維持管理に関する支援は、「(6) 空き家の管理・運営に関する業務代行等の支援」が該当します。

- (1) 空き家の所有者等と利用者双方の要望を踏まえた契約（売買・賃貸）の仲介及び再生プランの作成
- (2) 空き家の相続に関する手続やトラブルの解決に向けた支援
- (3) 空き家の再生・利活用に向けたリフォームに係る設計及び施工に関する業務の支援
- (4) 空き家のリフォームに係る融資及び損害保険等に関する支援
- (5) 住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）に対する住宅確保のための支援
- (6) 空き家の管理・運営に関する業務代行等の支援
- (7) その他、空き家の再生・利活用に向け、知事が有効と認める支援

資料：香川県 住宅・建築総合 「空き家サポートチーム」の登録制度について

◆空家跡地緑化

- ・空家跡地の緑化の促進のためには、適正な空家対策が必要です。本市では、現在、取り組んでいる「行橋市空き家等の適正管理に関する条例」等に基づいた老朽危険家屋の除却に要した費用の一部を助成する制度等により対策を図ります。また、下記の空き家再生推進事業等、空家対策に関する国や県の事業・制度の活用を引き続き検討し、対策の充実を図ります。
- ・空家対策により住宅が除却された跡地については、緑化促進に関する支援制度を検討します。

※空き家再生推進事業（除却事業タイプ）

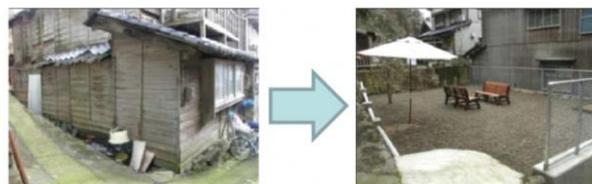
放置すると危険な住宅（空き家）について、除却の助成を行います。

対象地域

- 空家等対策計画※¹に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として 地域住宅計画※²又は都市再生整備計画※³に定められた区域
- 居住誘導区域※⁴を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

対象施設

- 不良住宅
 - ・住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの
- 空き家住宅
 - ・跡地が地域活性化のために供されるもの
- 空き建築物
 - ・跡地が地域活性化のために供されるもの



助成対象費用

- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用
 （「除却工事費」＋「除却により通常生ずる損失の補償費」）※⁵×8/10
- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用
 所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※ ⁶
負担割合 (除却等に要する費用は □が 交付対象限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	地方公共団体	民間
	2/5	2/5
	2/5	2/5
	1/5	1/5

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
 ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
 ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
 ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
 ※5 除却工事費については、除却工事費の1㎡当たりの額（一定の単価の上限あり）に、不良住宅又は空き家住宅の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。
 (注) 空き家住宅及び空き建築物に係るものについては、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。ただし、平成27年度から3年間の経過措置期間を設ける。

2) 郷土を感じる緑の保全及び継承（守る）

(1) 貴重な森林の保全

◆郷土景観としての森林保全

- ・郷土景観としての森林の保全については、本市が現在取り組んでいる荒廃森林再生事業^{※1}等、国や県の事業等を活用しながら、森林の適正管理に取り組み、水源涵養機能^{※2}、土砂災害防止機能、生活環境保全機能等、森林の持つ多面的な機能の維持を図ります。
- ・平尾台や筑豊県立自然公園の周辺の山地や森林には、貴重な自生植物がみられることから、その大切さを伝えるための啓発や情報提供を行います。

※1 荒廃森林再生事業

福岡県の荒廃森林再生事業では、森林環境税を活用し下記の取り組みを行っています。

1. 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

●荒廃森林の整備

- ・強度間伐や広葉樹植栽等の森林整備
- ・公的な管理が必要な森林の取得
- ・協定の実行性確保のための管理業務

●間伐実施体制の構築

- ・自伐林家を育成する各種技術研修を実施
- ・自伐用機材の導入
- ・間伐材の集出荷場の整備

●松くい虫防除対策の強化

- ・駆除対策：造林事業で被害木の伐採・焼却等の支援を拡大
- ・予防対策：森林病虫害等防除事業で薬剤散布等の支援を新たに実施

2. 森を守り育てる気運の向上に向けた施策

●森林（もり）づくり活動公募事業

- ・県民自らが企画立案し実行する森林（もり）づくり活動を応募団体の状況に応じて支援

●森林や木にふれあう機会の拡大

- ・展示効果の高い森林の整備
- ・公共施設等における木製品の展示

●情報発信事業

- ・媒体やイベントによる情報発信
- ・森林環境教育の実施
- ・森林づくり活動安全講習会の実施
- ・森林環境税検討委員会の開催



自伐用機材による間伐作業

資料：福岡県 「森林環境税を活用した新たな取り組み」

※2 水源涵養機能

雨水を吸水して水源を保ち、安定した水の流れを保ちながら、良質な水を育む機能をいいます。

(2) 農地の保全

◆耕作放棄地の活用及び緑化整備促進

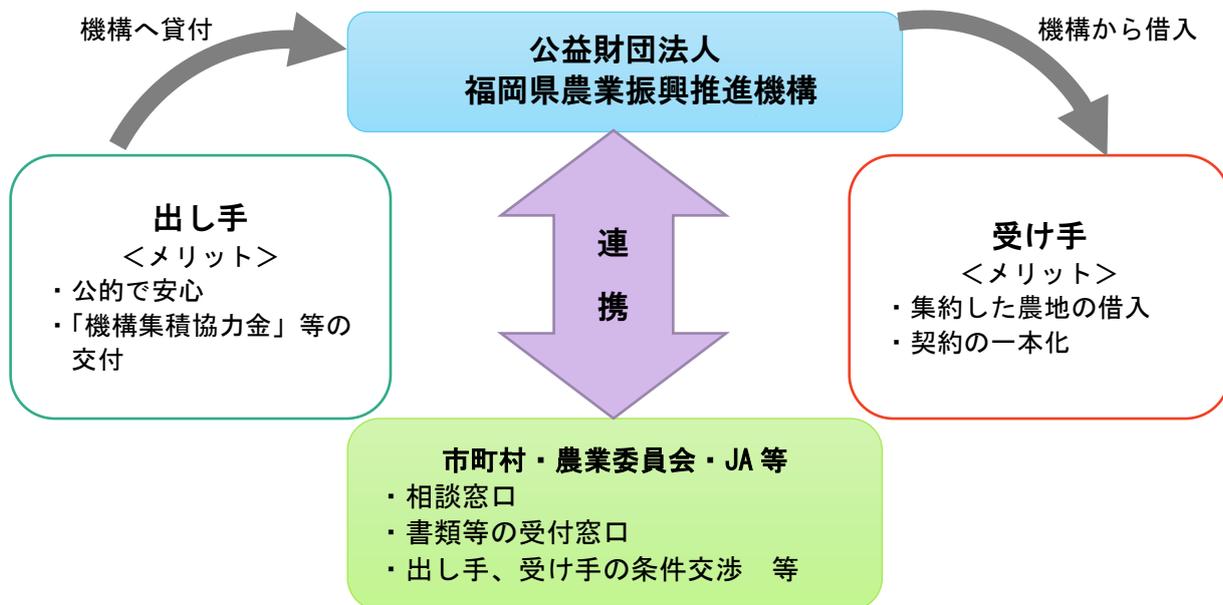
- ・ 農業振興地域内で、近年増加している耕作放棄地や荒廃農地等については、農地として再生が可能な場合には、本市が現在取り組んでいる農地中間管理事業等における農地中間管理機構※等の団体との連携により保全を図ります。
- ・ 耕作放棄地や荒廃農地等における花植え等ボランティア等による緑化活動を促進し、緑地として保全を図ります。

※農地中間管理機構

平成 26 年度に全都道府県に設置された組織で、高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関です。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消の推進を行います。

また、国からの交付金を活用し、荒廃農地等を引き受けて作物生産が再開できるよう再生作業、土地改良、施設等の設備を総合的に支援します。

福岡県では、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が、平成 26 年 3 月に農地中間管理機構として県知事の指定を受けました。



<事例> 兵庫県 篠山市 遊休農地をコスモス畑に再生

農業従事者の高齢化、担い手不足による農地の荒廃が多く見受けられるようになったため、農業委員会により具体的な耕作放棄地や荒廃農地を洗い出し、具体的に再生する農地を決定しました。

ボランティアの協力により、草刈りや除草、種まきなどが行われるなど緑化を行っています。



資料：農林水産省 「耕作放棄地解消事例集(平成 18 年 4 月)」

3) 自然とふれあう空間の創出（ふれあう）

(1) 生態系の保全や活用

◆ビオトープネットワークの形成

- ・生態系の保全や活用を効果的に図るため、今川、長峽川、祓川の3河川や蓑島～稲童の海岸はネットワークの軸、ため池は拠点として、ビオトープネットワークの形成を図ります。ビオトープネットワークを形成する軸や拠点については、各ビオトープ等の整備、改修の際、ネットワークに配慮した検討を行います。
- ・各ビオトープについては、親水性や生息生物の生物多様性に配慮した護岸整備等や維持管理を図ります。

◆水辺空間の確保や保全

- ・蓑島～稲童の海岸は、各種生物の生息や生育の場として、生活排水等の流入がないよう、水質も含め、平成29年1月に改定した「行橋市環境基本計画」等に基づき、浄化槽の整備推進等により、良好な水辺環境の保全を図ります。また、自然とのふれあいの場として、定期的な清掃等による砂浜の適切な維持管理を図ります。
- ・今川のサイクリングロードや長峽川、住吉池、行橋総合公園内遊水池等の遊歩道については、水鳥や水生植物を観察する等、自然とふれあう空間として、適切な維持管理を図ります。
- ・ビオトープを意識して整備されたメダカ池については、メダカやホタル等の貴重な生息地として周辺の緑地を含め、ボランティア団体との協働により、維持管理や保全を図ります。

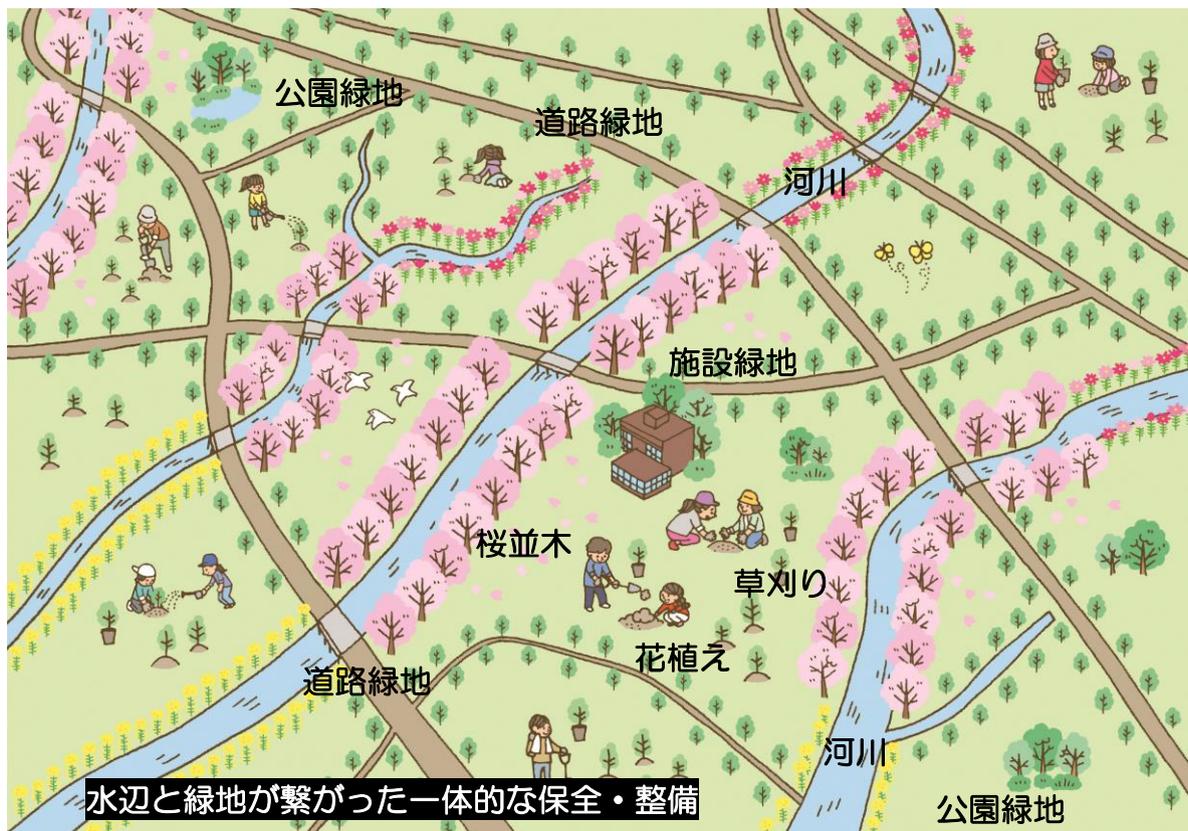


ビオトープネットワークのイメージ図

(2) 緑地のネットワーク形成

◆河川、公園緑地等、水と緑のネットワーク形成

- 骨格的な緑地である今川、長峽川、祓川の3河川や農地等と今川河川敷のサイクリングロード道路、都市公園、ため池等を結びつけた水と緑のネットワークにより緑地のネットワークの形成を図ります。ネットワークを形成する上で重要となる道路や都市公園の緑地は、整備、改修の際、ネットワークに配慮した検討を行います。
- 主要な緑地ネットワークである今川河川敷のサイクリングロード周辺の緑地については、市民の季節の風物詩として菜の花や行橋市の花であるコスモスが見られるよう、ボランティア団体等との協働により復活に向けた検討を行います。
- 幹線道路における道路環境施設帯の街路樹等の緑地については、緑地のネットワークを形成する主要なものとして、既存の街路樹等を適切に保全しつつ、道路整備と併せた計画的な街路樹の整備を進めて行く必要性の観点から、街路樹ネットワーク計画の策定を検討します。



水と緑のネットワークのイメージ図

<事例> 静岡県 掛川市 田ヶ池や周辺の農地、農業用施設の保全

田ヶ池周辺の住民や自治会、JA等と連携してため池の役割や歴史を伝えるため、年1回小中学校の生徒を対象に「田ヶ池学習会」を開催しています。



4) 安全で賑わいのある緑の創出（活かす）

(1) 安心して暮らせる空間の創出

◆災害に強い公園づくり

- ・安心して暮らせる空間の創出のため、公園づくりについては、行橋市地域防災計画と連携を図り、避難場所や仮設住宅の建設候補地、災害活動の拠点として、災害時にも活用できる公園施設等の整備や改修を検討します。



公園での避難生活状況（国土交通省 都市局 「公園とみどり」より）

(2) 賑わいの創出

◆官民連携※1による公園の活性化

- ・賑わいの創出を図るため、都市公園については、市民の多様なニーズに対応した質の高い公園とする必要があり、Park-PFI※2や指定管理者制度等による民間との連携により公園の活性化を図ります。

◆交流拠点となるような緑地、公園づくり

- ・行橋総合公園等、比較的大規模の都市公園及び行橋駅前広場については、本市の交流拠点と位置づけ、市内外からの来訪者を見込んだ活用を図るべく必要に応じ改修等を検討します。また、更なる賑わいの創出のため、既存イベントの開催に加え、緑に関するイベントの開催を検討します。
- ・泉・今川地区（今川パーキングエリア周辺）において整備目標としている地区公園については、高速道路のネットワークを活かし、市内外からの来訪者を呼び込む交流拠点として魅力ある公園づくりを目指します。

※1 官民連携

公的機関と民間事業者が協力して公的サービスを提供することです。PFI や Park-PFI、指定管理者制度等の手法があります。手法により設計や建設、維持管理や運営の段階において民間事業者への発注方式や実施方式が異なります。

※2 Park-PFI

平成 29 年の都市公園法改正により、新たに設けられた制度です。

飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設の設置と、施設から得られる利益を活用して、周辺の園路や広場等、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備改修を一体的に行う民間業者等を公募により選定する「公募設置管理制度」のことをいいます。



Park-PFI 制度を活用したイメージ

資料：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

5) 市民の協働による緑の育成（育てる）

(1) 緑の普及啓発活動の推進

◆協働による都市公園の管理

- ・市民が緑への関心を高めてもらうためには、緑とふれあう機会の増加が必要です。本市の都市公園の管理においては、大規模な都市公園を除き、除草等の軽作業を市民と協働で行っており、地域コミュニティの醸成に繋がるものとしても、今後も制度の維持を図っていきます。
- ・都市公園の多様な市民ニーズに対応するため、地域住民や民間企業との協働による利用等のルールづくりや管理を推進し、柔軟な利用や活用を図ります。

◆清掃、緑化活動等に関するイベント開催及び活動支援

- ・市民との協働による緑の育成を推進するためには、緑に関するイベント開催について、市や関係団体等による緑の普及啓発事業として、企画、開催を検討します。企画の検討にあたっては、より多くの市民に関心を持ってもらうため、親子や若者が参加しやすい出前講座や競争意識が働き関心が高まるコンテスト等、多種多様な企画を行います。
- ・現在、本市で行なっている花苗の育成の取り組みは、今後も継続し、民有地の緑化目標として掲げている花苗配布はもとより、その他緑に関する新規イベントに活用の拡充を行なう等、検討を図ります。
- ・行橋市の花であるコスモスについて、コスモス復活プロジェクトの取り組みを推進します。
- ・子供の頃から緑への関心を持ってもらうため、学校教育において、校庭の芝生化の事業等による緑豊かな学習環境の創出及び緑に関する授業や課外活動の充実化の検討を図ります。
- ・緑に関する優れた取り組みや活動に対する表彰制度に団体や個人を適宜推薦してことにより緑の活動を広く周知し理解していただくとともに、市民と協働による緑の活動の活性化を図ります。
- ・河川や海岸等の清掃、緑化イベント等、緑の育成や保全、普及啓発に繋がる活動については、資金面も含め支援の検討を行います。



街路樹の手入れ



海岸の清掃

(2) 緑の支援体制づくりの推進

◆ボランティア活動の奨励

- ・本市において、市民との協働により市民が主体となった緑の育成を発展させるためには、より多くの市民や事業者等にボランティア活動等による協働の重要性を理解してもらい、実行することが必要となります。そのため、まずは、現状として多いとはいえない本市のボランティア活動等に関わる市民、事業者等を増加させる取り組みを検討し実施します。また、ボランティア活動者の固定化や高齢化、新たな後継者の確保、育成等に対する取り組みを検討し実施します。
- ・既存のボランティア団体をはじめ、緑の活動を行うボランティア団体について活動資金等の支援の検討を行います。
- ・民間企業における本来業務の専門性を活かして社会的問題を解決する CSR※1 活動は、行政を含む多様な主体の協働、連携、あるいは地域活動の支援手段として、大変重要な役割を担うものであり、CSR 活動と連携した施策展開を図る必要があります。よって、民間企業の敷地内緑化の推進等の観点も鑑み、緑に関する CSR 活動との連携、促進が図れる取り組みを検討します。
- ・各種イベント等を通じ、ボランティア活動に興味がある方の既存のボランティア団体への紹介や、企業の CSR 活動と緑化活動で同じテーマを持つ地域のマッチング等、活動団体同士の情報交流が行ないやすい環境をつくることにより、協働やボランティア活動の促進を図ります。
- ・緑に関するボランティア活動を促進するため、都市緑化基金※2 の設置を検討します。

◆緑化指導員の育成及び継承

- ・各種イベント等の取り組みによる市民主体の緑化活動を活性化させるため、ボランティア団体で緑の知識や技術、経験のある方を緑化指導員として認定する制度の検討を行います。
- ・緑化活動を継承するため、緑化指導員のメンバーを中心とした、緑の相談所の設置を検討します。

※1 CSR

corporate social responsibility の略で、企業の社会的責任を言います。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任をいいます。

※2 都市緑化基金

条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェアや緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うものです。

<事例> (株)安川電機 生物多様性保全の取り組み 「どんぐり銀行」への参加

本社のある北九州市で、北九州市主催の「環境首都 100 万本植樹プロジェクト 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創生事業」の「どんぐり銀行」の取り組みに参加し、どんぐりの苗木を植樹しました。



資料：(株)安川電機 CSR 「生物多様性の取り組み」 より

<事例> 兵庫県 西宮市：「花と緑のまちづくりリーダー」

花と緑のまちづくりリーダーは、地域で率先して緑化活動に取り組むとともに、各種団体に対する技術指導・助言、市の緑化事業の普及・啓発活動などを行政と連携して活動する人々です。

「花と緑のまちづくりリーダーの活動」

- ・各所属団体での、率先した緑化活動への取り組み
- ・緑化の技術指導、緑化事業の普及・啓発活動など行政と連携して活動
- ・緑化事業等のボランティア協力

6-5 推進体制

本計画の施策の推進にあたっては、市民、事業者、行政が緑の大切さや必要性について意識の向上を図るとともに、それぞれの役割を認識し活動していく必要があります。市民、事業者、行政が連携し、一体となって、緑を守り育てる活動への参加を楽しみ、つながりの輪を広げていくことで、「ふるさとの水と緑を育むまちゆくはし」の実現を図ります。

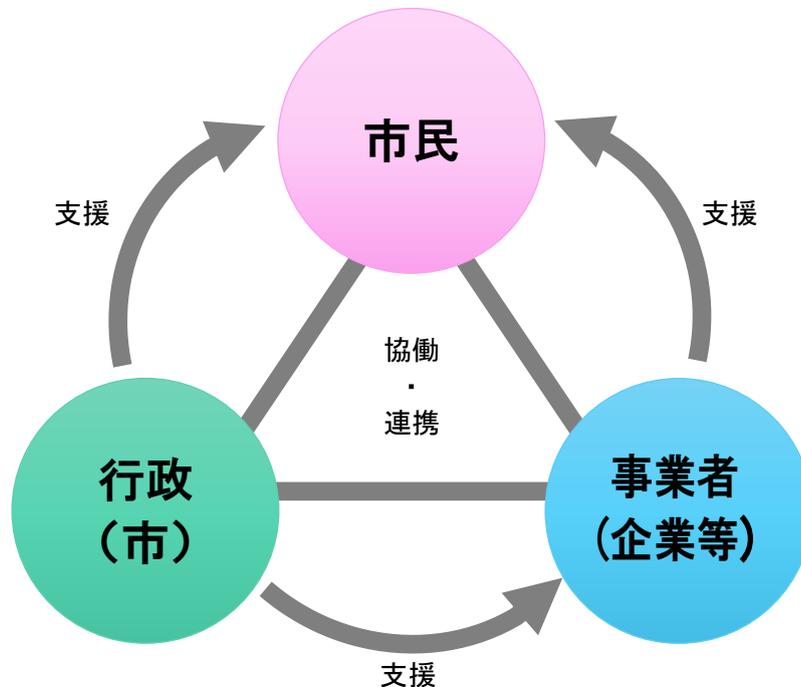


図 6-5-1 市民、事業者、行政の連携イメージ

<市民の役割>

- ・ 緑地の保全や緑化推進への理解や意識の高揚
- ・ 緑に関する施策や事業への積極的な参加や協力
- ・ 各家庭レベルにおける身近な緑づくりへの取り組み 等

<事業者（企業等）の役割>

- ・ 地域貢献の視点による事業（企業）活動や施設整備に伴う緑地の保全や創出
- ・ 緑に関する施策や事業への積極的な参加や協力
- ・ 市民や団体の取り組みに対する支援や協力 等

<行政（市）の役割>

- ・ 緑に関する施策や事業の積極的な実施や情報提供
- ・ 市民や事業者等による緑づくりへの取り組み支援、人材育成
- ・ 国や県等の関係機関との調整

6-6 計画の見直し・進行管理

将来像の「ふるさとの水と緑を育むまち ゆくはし」を実現していくためには、各施策の推進状況や設定した目標の達成状況を把握し、社会情勢や地域のニーズを踏まえて見直しを行う必要があります。また、計画（Plan）、実施（Do）、進捗状況の評価（Check）、見直し・改善（Act）のいわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。

具体的には、各施策の推進状況に関しては、定期的な調査、確認を行い、緑地の全体的な数値目標等に関しては、少なくとも中間年次における10年を目途に点検、評価を目的とした推進会議を設置し、必要に応じ見直しや改善を行っていきます。

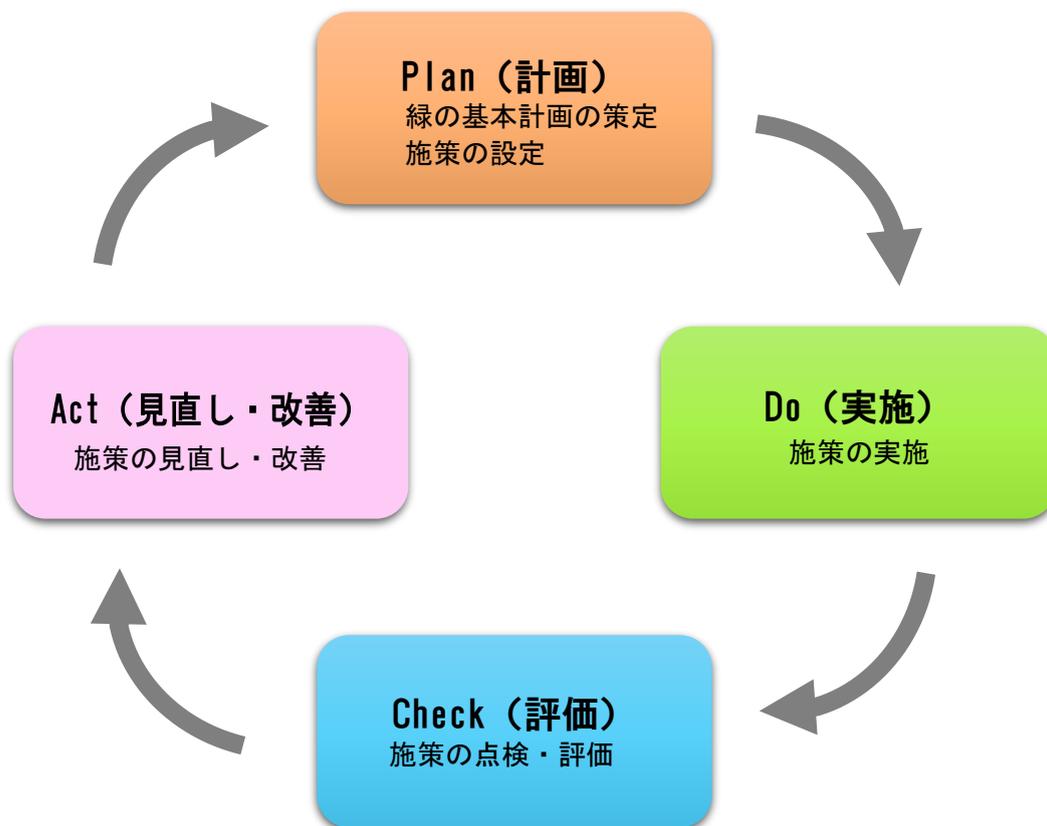


図 6-6-1 PDCAサイクル